

新すまいRoom保険 A

賃貸住宅に入居する際の
様々なリスクを補償する
安心の家財保険です。



居住用賃貸住宅にお住まいの方を対象とし、
お客さまの家財の補償に加え、家主様、第三者
への賠償責任の補償もセットにした保険です。

事故受付
24時間
365日



INDEX

お申し込みの流れ	P 1	もし、事故が起きてしまったら	P 8
商品のご案内	P 2～P 4	ご契約の中途解約について	P 9
保険金のお支払い例	P 5～P 7	重要事項説明書	P 10～P 16
事故を防ぐために	P 8		



住まいのトラブルに無料で駆けつけます！ 24時間365日対応



住まいのトラブル専用フリーダイヤル

0120-276-024

※ 携帯・PHS OK 受付時間：24時間（年中無休） 携帯電話、PHSからも掛けられます。

証券番号が不明な場合、駆け付け業者へのお支払いはお客様の立替払いになります。
証券番号がおわかりになり次第、弊社からお客様へ立替分をお振込みいたします。

1. 部品代、ガラス代、作業料等の実費はお客様負担になります。
2. 防犯性の高いカギは開錠できない場合があります。
3. カギの交換前に住宅管理会社の承認を得ることがあります。
4. トラブルの原因が故意、地震等の場合は対象外です。
5. ご利用の際は、保険証券番号を確認させていただきます。
6. 専有部のみ対象となります。

サービス提供会社：ジャパンベストレスキューシステム株式会社

●ご契約の際にご注意いただきたいこと

1. ご契約の対象について
ご契約の対象は居住する住宅に収容されている動産で被保険者および被保険者と同居する方が所有する「家財」になります。ただし、以下のものは含まれません。詳細は「重要事項説明書」をご覧ください。
①自動車（自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。）
②通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、乗車券等その他これらに類するもの。
③義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの。
④動物および植物等の生物。
⑤商品、製品、原材料および営業用の什器、備品、設備、装置その他これらに類するもの。 など
2. ご契約プラン（保険金額）と補償額について
ご契約プランは申込書記載の「家財簡易評価表」を参考に補償額一覧表などをご覧のうえ、お客さまがお決めください。お支払いする損害保険金、持ち出し家財保険金、費用保険金の合計額が1事故1,000万円を超える場合には弊社は1,000万円を限度にお支払いいたします。また、賠償責任保険金は1事故において1,000万円を限度とします。
3. ご契約時にお知らせいただきたいこと（告知義務）
ご契約時に弊社に重要な事項を申出いただく義務（告知義務）があります。申込書の記載事項が事実と違っている場合には、保険金をお支払いできないことや、お客さまに対する書面をもってご契約を解除させていただくことがあります。
なお、告知事項とは、①お客さまの氏名または名称 ②被保険者の氏名または名称 ③住宅の住所 ④住宅の用途 ⑤他の保険契約の有無、をいいます。
4. ご契約後にお知らせいただきたいこと（通知義務）
ご契約後に次の変更等が生じる場合には、ご契約者または被保険者が遅滞なく弊社までご通知ください。ご通知がない場合、次の事実が発生した後に生じた事故については保険金をお支払いできないことや、お客さまに対する書面をもってご契約を解除させていただくことがあります。
①住宅の用途を変更した場合。
②家財を譲渡した場合。
③家財を他の場所に移転した場合。
④家財を保険の目的とした他の保険契約を締結した場合。
⑤被保険者が転居した場合。（賠償責任保険）
⑥その他告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合。
お客さまが保険証券等記載の住所または通知先を変更したときは、お客さまは遅滞なく、その旨を弊社までご通知ください。
5. 事故が発生した場合には
事故が発生した場合は遅滞なく弊社または取扱代理店にご連絡ください。
6. 保険金をお支払した後のご契約について
【家財保険】
保険金をお支払した場合においても家財の全部が滅失した場合を除き、当該保険契約の保険金額は減額されません。
【賠償責任保険】
保険金をお支払した場合においても当該保険契約の支払限度額は減額されません。
7. 責任開始（保険期間）について
保険期間は2年とし、保険証券等に記載された保険始期日の午前0時に始まり、保険終期日の24時に終わります。
8. その他
・このパンフレットは「新すまいRoom保険A」の概要を案内したものです。詳細は「新すまいRoom保険A」の家財保険普通保険約款および賠償責任保険普通保険約款、その他特約条項をご覧ください。
・ご契約に際しては必ず「重要事項説明書」をお読みください。
・当該保険契約にはご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることが出来るクーリングオフ制度があります。詳細は「重要事項説明書」をご覧ください。
・弊社の取扱代理店は、弊社との代理店委託契約に基づき、保険契約の媒介を行っており、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して弊社が承諾したときに有効に成立します。
・万一弊社が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」による資金援助は行われません。また、保険業法で定める補償対象契約に該当しないため、同機構による保護はございません。
・その他ご不明な点がございましたら取扱代理店または弊社までご連絡ください。

ご契約内容のお問い合わせ・ご相談は・・・

●ご契約・異動／お問い合わせダイヤル（フリーコール）（受付時間：平日9:00～17:00）

0800-300-9888

フリーコール

●お問い合わせ

ジャパン少額短期保険株式会社

JBR Group 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル
URL <http://www.japan-insurance.jp>

弊社はジャパンベストレスキューシステム株式会社のグループ会社です

もしも事故にあわれたら・・・

●事故受付専用ダイヤル（フリーコール）（受付時間：24時間・365日）

0800-300-9898

フリーコール

取扱代理店

お申し込みの流れ

保険加入お手続きシート

この書類は、保険契約手続きの流れをご説明する書類（フローチャート）です。
以下の流れに沿って、お客様ご自身でご意向を確認のうえ、お申し込みください。

STEP 1

お客様の当初のご意向・ご希望の確認（簡易アンケート）

- ✓ この保険は、賃貸住宅の入居者を取り巻くさまざまな危険に対処できる保険商品です。お客様のご意向に合致していますか？
- ✓ お客様の賃貸住宅に適した補償プランの保険申込書を同封しました。この補償プランは、お客様のご意向に合致していますか？

ご意向に合致している場合は、ステップ2にお進みください。

ご意向に合致していない場合は、別の補償プランをご案内しますので、代理店または引受保険会社までご連絡ください。（代理店名は保険申込書に記載）

STEP 2

保険商品および保険契約内容の把握・理解

- この冊子内にある「商品のご案内」および「重要事項説明書」の記載内容を正確に把握し理解してください。

保険商品に関して質問がある場合は、代理店までご連絡ください。（代理店名は保険申込書に記載）

STEP 3

お客様の当初意向と最終意向の確認・ご記入

- お客様の当初意向と最終的な意向（保険申込内容）を振返りのうえ、記入例をご確認いただき、保険申込書に必要事項を記入し、意向確認欄に○をしてください。

ご意向に合わない場合やご不明点等がございましたら、代理店または引受保険会社までご連絡ください。（代理店名は保険申込書に記載）

STEP 4

保険商品ご契約のためのお手続き

- 保険申込書に記入された内容を再度チェックし、その内容が正しいことをご確認の上、署名してください。
- 保険申込書は代理店へ直接渡すか、同封の返信用封筒に入れ、必ず封かんした後、送付してください。
- 保険料は保険申込書記載の支払手段（お支払い方法）にてお支払いください。

お手続きありがとうございました。

ご契約が有効に成立する場合、引受承諾証を郵送しますので大切に保管してください。保険証券は引受承諾証に記載のID・パスワードを入力することで、パソコン上で確認ができます。紙の保険証券をご希望の場合は引受保険会社までご連絡ください。

引受保険会社 ジャパン少額短期保険株式会社
住所：〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル
電話番号：0800-300-9888（通話料無料、平日9：00～17：00）

商品のご案内 新すまいRoom保険 A

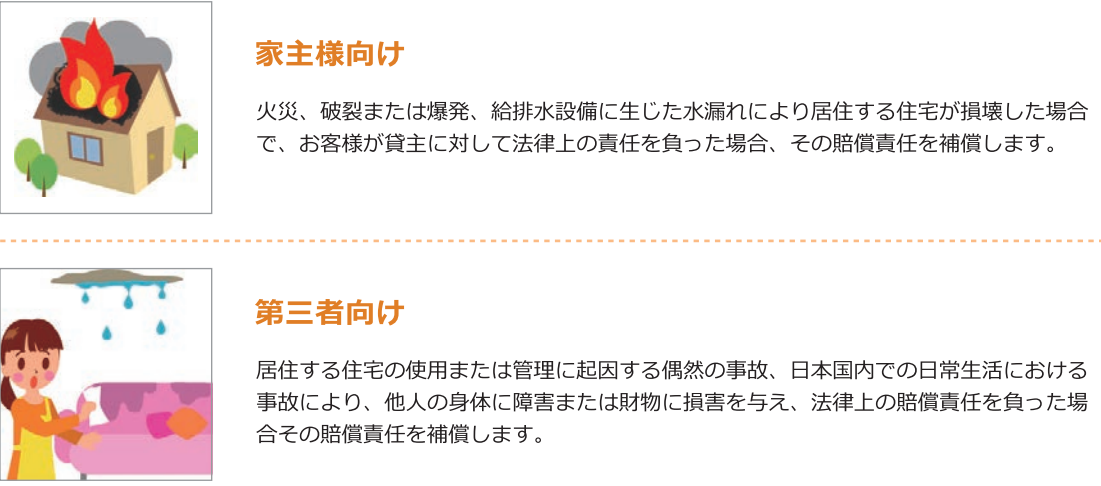
家財の補償 自身の大切な家財に損害が発生した場合のサポート

次のような事故によって家財に損害が生じた場合、保険金をお支払いします。



賠償責任の補償 貸主様や第三者へ損害を与えてしまった場合のサポート

次のような事故によって法律上の賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。



商品のご案内

新すまいRoom保険A

費用保険金等

住宅内での様々なリスクに対して、幅広くサポート

以下は費用保険金等の一部を抜粋してご紹介しております。
全ての費用保険金等の詳細は、次ページをご確認ください。

家財の損害にともなう費用保険金等		保険金をお支払いする場合	1 事故につき、お支払いする保険金の限度額等
 持ち出し家財保険金		一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建築物内で 前頁①～⑧ の事故によって損害を受けた場合	50万円または、保険金額の20%に相当する金額のいずれか低い額を限度 ※貴金属等の場合は1個（組）ごとに、30万円を限度
 臨時費用保険金		前頁①～⑦ の事故により損害保険金 が支払われる場合	損害保険金の5% 30万円を限度
 緊急避難費用保険金		前頁①～⑧ の事故により損害保険金 が支払われる場合で、住宅に損害が生じ、住宅の代替として宿泊施設などを臨時に使用した際の宿泊費用	損害保険金の5%を限度 ※事故日から30日以内に対応する費用

住宅や設備の修理、交換にともなう費用保険金		保険金をお支払いする場合	1 事故につき、お支払いする保険金の限度額等
 修理費用保険金 ※死亡事故にともなう修理費用保険金は、以下の「万一の死亡事故に備えた費用保険金」欄をご確認ください。		前頁①～⑥、⑧～⑪ の事故により住宅に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合 ※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合に限ります。	100万円を限度
 水道管等修理費用保険金		凍結により専用水道管、または住宅の給湯器に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合 ※被保険者以外の者が占有する部分を除きます	10万円を限度
 洗面台交換費用保険金		住宅の洗面台が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合	100万円を限度
 ガラス交換費用保険金		住宅のガラスが破損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合（熱割れによる破損を含みます。）	100万円を限度
 便器交換費用保険金		住宅の便器が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合	100万円を限度
 浴槽交換費用保険金		住宅の浴槽が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合	100万円を限度

万一の死亡事故に備えた費用保険金		保険金をお支払いする場合	1 事故につき、お支払いする保険金の限度額等
 修理費用保険金 ※死亡事故に伴う修理費用保険金		住宅内での被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、被保険者の法定相続人が自己の費用で修理した場合 ※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合に限ります	50万円を限度
 遺品整理費用保険金		住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合	30万円を限度

家財保険

保険金等の種類	保険金等をお支払いする場合		お支払いする保険金等の額	保険金等をお支払いできない主な理由
損害保険金	①火災		損害額：保険金額を限度 ※貴金属等以外は再調達価額基準の損害額 ※貴金属等は時価額基準の損害額 （1個（組）ごとに30万円限度）	・ご契約者や被保険者の故意もしくはは重大な過失または法令違反 ・家財もしくはは持ち出し家財の使用もしくはは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする者の故意 ・家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ
	②落雷			
	③破裂または爆発			
	④給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ			
	⑤風災・ひょう災・雪災			
	⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊			
	⑦騒じょうおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくはは破壊行為			
	⑧家財の盗難	家財	損害額：1事故につき50万円を限度 貴金属等は1個（組）ごとに30万円限度	・家財が屋外にある間に生じた盗難 ※ただし、家財が住宅の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。 ・持ち出し家財である自転車の盗難
	⑨通貨の盗難	通貨	1事故、1世帯ごとに20万円を限度	
	⑩預貯金証書の盗難	預貯金証書 盗難後ただちに預貯金先と所轄の警察署に届出を行ったにもかかわらず預貯金先から現金が引き出された場合	1事故、1世帯ごとに200万円を限度	
	⑪いたずら	第三者によるいたずら（未遂事故を含む）により家財が損害を受けた場合	1事故につき30万円を限度	
	⑫水害	床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100%：保険金額を限度	
床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%以上30%未満の損害を受けた場合		保険金額×10%：1事故60万円を限度		
床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%未満の損害を受けた場合 家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合		保険金額×5%：1事故30万円を限度 損害額×100%：保険金額を限度		
持ち出し家財保険金	一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建築物内で上記①～⑧の事故によって損害を受けた場合		1事故につき50万円またはは保険金額の20%に相当する金額のいずれか低い額を限度 ※貴金属等の場合は1個（組）ごとに30万円を限度	・上記以外の放射性放射または放射能汚染など
臨時費用保険金	上記①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合		損害保険金×5% 1事故につき30万円を限度	〈洗面台交換費用保険金〉 ・洗面台以外（洗面ボウルと一体化していない鏡、収納器具、照明器具、水栓器具等）の破損または汚損
修理費用保険金	上記①～⑥、⑧～⑪の事故および住宅内での被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、被保険者（住宅内での死亡の場合は被保険者の法定相続人）が自己の費用で修理した場合 ※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合に限ります		実費：1事故につき100万円を限度 ※住宅内での被保険者の死亡の場合は1回の事故につき50万円を限度	・器具内部の破損または汚損
水道管等修理費用保険金	凍結により専用水道管、または住宅の給湯器に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合 ※被保険者以外の者が占有する部分を除きます		実費：1事故につき10万円を限度	・詰まりによる破損または汚損 など
地震火災費用保険金	地震もしくはは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が損害を受け次の状態になった場合 a. 住宅が半壊以上になった場合 b. 家財が全焼した場合		保険金額×5%	
ドアロック交換費用保険金	住宅のかぎが日本国内で盗難され、被保険者が自己の費用でドアロックの交換をした場合に要する費用		実費：1事故につき3万円を限度	〈便器交換費用保険金〉 ・便器、便座、便ふた、タンク以外の破損または汚損
ピッキング防止費用保険金	住宅が盗難あるいはいたずらにあり、玄関ドアのロックを開錠され被保険者が自己の費用でドアロックを交換した場合、ドアロックの交換や防犯装置設置に要する費用		実費：1事故につき3万円を限度	・器具内部の破損または汚損
残存物清掃費用保険金	上記①～⑧の事故により損害保険金が支払われる場合で、損害を受けた家財の残存物の清掃及び運搬費用		実費：1事故につき損害保険金×5%を限度	・詰まりによる破損または汚損 など
近隣見舞費用保険金	上記①・③の事故により第三者の所有物に滅失、き損または汚損の損害が生じた場合		被災世帯数×5万円 ※1事故につき保険金額×5%を限度	〈浴槽交換費用保険金〉 ・浴槽以外（洗い場、換気扇、浴室乾燥機、ドア、鏡、収納器具、照明器具、水栓器具など）の破損または汚損
緊急避難費用保険金	上記①～⑧の事故により損害保険金が支払われる場合で、住宅に損害が生じ、住宅の代替として宿泊施設などを臨時に使用した際の宿泊費用		実費：1事故につき損害保険金×5%を限度 ※事故日から30日以内に対応する費用	・器具内部（浴槽のエプロンカバーの内部を含む）の破損または汚損 ・詰まりによる破損または汚損 など
洗面台交換費用保険金	住宅の洗面台が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合		実費：1事故につき100万円を限度	
ガラス交換費用保険金	住宅のガラスが破損し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合（熱割れによる破損を含みます。）		実費：1事故につき100万円を限度	
便器交換費用保険金	住宅の便器が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合		実費：1事故につき100万円を限度	
浴槽交換費用保険金	住宅の浴槽が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合		実費：1事故につき100万円を限度	
遺品整理費用保険金	住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合		実費：1事故につき30万円を限度	
損害防止費用	上記①、②、③の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用		実費	

賠償責任保険

保険金等の種類	保険金等をお支払いする場合	限度額	保険金等をお支払いできない主な理由
賠償責任保険金	火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れにより被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 被保険者が入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内での日常生活における事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	実額 （法律上の賠償責任の額） 1,000万円を限度	・ご契約者や被保険者の故意 ・地震もしくはは噴火またはこれらによる津波 ・被保険者と同居する者に対する賠償責任など ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊によって、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

※1事故においてお支払する保険金は1,000万円を限度とします。

保険金のお支払い例

家財の損害

○ 保険金をお支払い する主な例

**火災を起こし、家財
が焼失してしまった。**

火災による家財の
損害を補償致します。

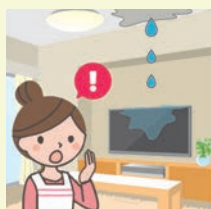


**隣室からの火事による延焼で、
家財が焼失してしまった。**

類焼による家財の損害を補償致します。

**上階からの漏水で
テレビが故障してしまった。**

他人の戸室で生じた事故による
水漏れによる家財の損害を補償致
します。



**台風でガラスが割れ、雨が吹
き込み家財に損害が生じた。**

風災による家財の損害を
補償致します。



**デパートでひったくり被害に
あい、カバンを盗まれた。**

一時的に持ち出された家財が、他の
建築物内で盗難等の被害にあい損害
を受けた場合は、持ち出し家財保険
金をお支払致します。



※地下通路やアーケードなど、もっぱら通路として利用される建築
物内を除きます。
※現金は持ち出し家財保険金の補償対象外です。

✕ 保険金をお支払い できない主な例

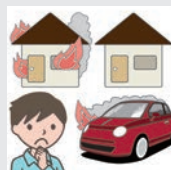
**地震により、テレビが倒れ、
破損してしまった。**

地震による損害は、補償の対象外とな
ります。



**隣室からの火事による類焼で、
駐車場に置いていた車に損害が
発生した。**

自動車は家財保険の目的には含まれない
ため補償の対象外となります。



**雨漏りでテレビが、
故障してしまった。**

雨漏りによる家財の損害は、補償の対象
外となります。

**窓を閉め忘れた為、雨水が吹き
込み家財に損害が生じた。**

単なる雨水の吹き込みを原因とする家財
の損害は、補償の対象外となります。

**デパートでカバンを置き忘れ、
紛失してしまった。**

入居者の法律上の賠償責任

○ 保険金をお支払い する主な例

**洗濯機のホースが
外れ、借戸室の
床に損害を与えて
しまった。注1**



**火災を起こし、借
戸室を焼失させ
てしまった。注1**



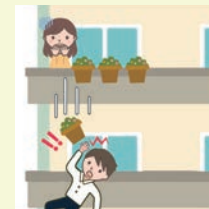
**ガス爆発を起こ
し、借戸室に
損害を与えて
しまった。注1**



**洗濯機のホースが外れ、階下の天井、
家財に損害を与えてしまった。注1**



**ベランダから物
を落とし、歩い
ていた人に怪我
を負わせてしま
った。注1**



注1 法律上の賠償責任を負う場合は補償
の対象となります。

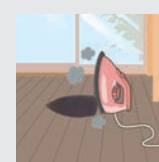
✕ 保険金をお支払い できない主な例

**排水管の老朽化が原因で階下に漏水
してしまった。**

老朽化による漏水は、建物所有者の責任と
なります。

**アイロンで、誤って床
を焦がしてしまった。**

火事に至らない焦損は、
補償の対象外となります。



**水槽を割ってしまい、借用個室の
床に水濡れによる損害を与えてし
まった。**

給排水設備に生じた事故
に伴う漏水ではない為、
補償の対象外となります。



**自動車を運転中、他人に怪我をさ
せてしまった。**

自動車事故による損害は、
補償の対象外となります。



**勤務中に、誤って事務所内のガラ
スを破損させてしまった。**

職務遂行中の事故は、補償の対象外とな
ります。

貸主様に対する賠償責任

第三者に対する賠償責任

※これらは本保険金の概要をご理解いただくためのお支払い例です。
実際の保険金お支払いの判定基準は複合的な要素も加味して判定しておりますので詳しくは約款をご参照ください。

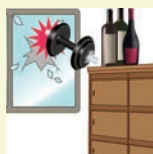
※これらは本保険金の概要をご理解いただくためのお支払い例です。
実際の保険金お支払いの判定基準は複合的な要素も加味して判定しておりますので詳しくは約款をご参照ください。

保険金のお支払い例

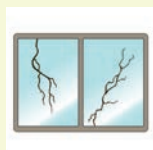
費用保険金等

○ 保険金をお支払いする主な例

誤って借戸室の窓ガラスを割ってしまった。
[100万円限度]

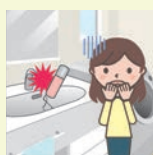


寒暖差による自然現象、または熱を原因として、窓ガラスが破損した。
[100万円限度]



化粧ピンを落とし、洗面台を破損してしまった。
[100万円限度]

※交換した場合が対象です。



誤って、浴槽を破損させてしまった。
[100万円限度]

※交換した場合が対象です。



誤って、便器を破損させてしまった。
[100万円限度]

※交換した場合が対象です。



凍結により、水道管や給湯器が破損した。
[10万円限度]



部屋の鍵が盗難被害にあったため、ドアロックを交換した。
[3万円限度]



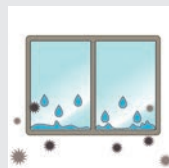
✕ 保険金をお支払いできない主な例

老朽化により、給湯器が故障してしまった。

老朽化による設備の故障や汚れなどは補償の対象外となります。

結露を原因として、借戸室にカビの損害が発生した。

カビによる損害は補償の対象外となります。



外出先で鍵を紛失し、ドアロックを交換した。

鍵の紛失は補償の対象外となります。

化粧ピンを落として、床を破損させてしまった。

床や壁を誤って破損させてしまった場合は、補償の対象外となります。

原因不明の水漏れが発生した為、原因調査を業者に依頼した。

原因調査費用は、補償の対象外となります。

※これらは本保険金の概要をご理解いただくためのお支払い例です。実際の保険金お支払いの判定基準は複合的な要素も加味して判定しておりますので詳しくは約款をご参照ください。

事故を防ぐために ① 水漏れ事故は、予防が大切！



洗濯機の取付はご自身で行わないことをお勧めします。ホースの締めが弱い為にはずれてしまい、漏水する事故が多発しております。



排水溝はこまめに清掃しましょう。髪の毛などのつまりを原因とする漏水事故が増えております。また、浴室など水を大量に使用する場所からの水漏れは被害も甚大となる可能性があります。

もし、事故が起きてしまったら

事故が発生したら、速やかにご連絡ください。

以下の情報をご準備ください。

●事故受付専用ダイヤル（フリーコール）（受付時間：24時間・365日）
フリーコール 0800-300-9898

- ・証券番号など、入居者様情報
- ・事故日
- ・事故原因

事故連絡

事故受付

事故担当から折り返し

事故対応

入居者様



代理店様・管理会社様



入電の内容を確認



事故が補償の対象となる旨、または対象外である旨のご連絡とご説明

補償の対象となる事故だった場合

- ・保険金の請求に必要な各種届出や書類等のご案内
- ・保険金請求書類の到着後、保険金支払いの審査
- ・保険金お支払い

ご契約の中途解約について

ご契約を中途解約される場合の流れ

① 物件を退去される前に、必ずお手続きください。

① インターネットで解約する場合

下記の弊社ホームページよりお手続きください。

www.japan-insurance.jp

または、「ジャパン少額短期保険」でご検索ください。

法人契約は、インターネットでの解約はできません。
ホームページより書類をダウンロードしてお手続きください。



② 書面で解約する場合

解約日まで解約請求書を封書にてご送付ください。

■ 郵送先
〒100-0004
東京都千代田区大手町2-1-1 大手町野村ビル
ジャパン少額短期保険株式会社 解約受付行

解約請求書は、保険始期日以降に弊社より保険契約の引受承諾証とともに送付されます。



① ご注意ください

※保険契約を解約されますと、解約日の翌日以降の事故については補償されません。
※保険料返金（返戻金が発生する場合）は、この書類のご送付日に関わらず、解約日が属する月が到来してからの処理となります。
※原則、日付を遡っての解約はできません。解約日以降に書類が到着した場合は、到着日が解約日となります。

保険料返戻率表（二年一括払い版）

既経過月数	返戻率	既経過月数	返戻率
1ヶ月	保険料の85%	13ヶ月	保険料の41%
2ヶ月	保険料の81%	14ヶ月	保険料の37%
3ヶ月	保険料の78%	15ヶ月	保険料の33%
4ヶ月	保険料の74%	16ヶ月	保険料の30%
5ヶ月	保険料の70%	17ヶ月	保険料の26%
6ヶ月	保険料の67%	18ヶ月	保険料の22%
7ヶ月	保険料の63%	19ヶ月	保険料の19%
8ヶ月	保険料の59%	20ヶ月	保険料の15%
9ヶ月	保険料の56%	21ヶ月	保険料の11%
10ヶ月	保険料の52%	22ヶ月	保険料の7%
11ヶ月	保険料の48%	23ヶ月	保険料の4%
12ヶ月	保険料の44%	24ヶ月	保険料の0%

※1ヶ月に満たない場合は、切り上げて1ヶ月とし、既経過月数に加算します。
※二年一括払い以外のお支払方法の場合、返戻率は約款をご確認ください。
※保険料月払いの場合は、解約返戻金は発生しません。

家財保険・賠償責任保険をご契約いただくお客様へ

2021年8月版

重要事項説明書

— 契約情報 —

ご契約される前に、この「契約情報」を必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。
詳細については約款（ホームページ<http://www.japan-insurance.jp>）をご覧ください。
なお、約款冊子が必要な方はジャパン少額短期保険株式会社（以下、「弊社」といいます）へご連絡ください。
また、ご不明な点につきましては、代理店または弊社までお問合せください。
お客様にとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので必ずご確認ください。

① 商品の仕組み

この保険は、弊社が引き受ける居住用賃貸住宅向けの家財保険・賠償責任保険（愛称名：「新すまいRoom保険A」）です。

家財保険は、火災をはじめとする様々な事故（偶発的な事故）により、保険の対象となる方（以下、「被保険者」といいます）が居住する住宅（※）に収容された家財が損害を受けた場合に保険金等をお支払いします。また、賠償責任保険は火災等の事故により、被保険者および被保険者と同居する方が住宅の貸主または他人に対して法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。（※）以下、住宅とは、居住用賃貸住宅をいいます。

② 補償内容

「家財保険・賠償責任保険」の補償内容（1回の事故に対して支払う損害保険金等および賠償責任保険金の限度額は各々1,000万円です）は次のとおりです。

■保険の目的（補償されるもの）

保険の目的は、居住する住宅および住宅と同一の敷地内にある物置・車庫（施設等によって第三者が侵入できない状態のものに限ります）に収容されている動産で被保険者および被保険者と同居する方が所有する「家財」です。

■保険の目的のお支払保険金の基準について

保険の目的である家財の損害、および持ち出し家財の損害は再調達価額（※1）基準の実損害額でお支払いします。ただし、貴金属等は時価額（※2）基準になります。

- ※1・・・損害が生じた時および場所における家財と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
- ※2・・・再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

■保険の目的に含まれないもの（補償されないもの）

以下のものは補償されない主なものです。

- ①自動車（自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます）。
- ②通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、乗車券等その他これらに類するもの。
- ③義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの。
- ④動物および植物等の生物。
- ⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの。
- ⑥テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラムその他これらに準ずるもの。
- ⑦商品、製品、原材料および営業用の什器、備品、設備、装置その他これらに類するもの。等

損害保険金等をお支払いする主な場合

損害保険金・費用保険金等をお支払いする主な事故は次のとおりです。

(1)損害保険金

①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ ⑤風災・ひょう災・雪災 ⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊 ⑦騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為等 ⑧家財の盗難 ⑨通貨の盗難 ⑩預貯金証書の盗難 ⑪いたずら ⑫水害

(2)持ち出し家財保険金

(3)費用保険金

①臨時費用保険金 ②修理費用保険金(※1) ③水道管等修理費用保険金 ④地震火災費用保険金 ⑤ドアロック交換費用保険金 ⑥ピッキング防止費用保険金 ⑦残存物清掃費用保険金 ⑧近隣見舞費用保険金 ⑨緊急避難費用保険金 ⑩洗面台交換費用保険金 ⑪ガラス交換費用保険金 ⑫便器交換費用保険金 ⑬浴槽交換費用保険金 ⑭遺品整理費用保険金(※1)

(4)その他

①損害防止費用

(※1)被保険者死亡による修理費用保険金および遺品整理費用保険金の請求権者は、被保険者の法定相続人となります。(法定相続人がいない場合は、修理費用保険金および遺品整理費用保険金のかわりに、賠償責任保険金を被害者が直接請求できる場合があります。詳細は約款をご覧ください)その他の保険金の請求権者は被保険者となります。

★損害保険金等をお支払いできない主な場合

以下の事由によって生じた損害に対しては損害保険金等をお支払いできません。

- ①契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ②家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする親族の故意
- ③家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ
- ④家財が屋外にある間に生じた盗難
 - ※ただし、家財が住宅の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。
- ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波

賠償責任保険金をお支払いする主な場合

賠償責任保険金をお支払いする主な事故は次のとおりです。

- ①火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れにより住宅が損壊した場合で、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合
- ②日本国内において、被保険者の住宅の使用または管理に起因する偶然な事故または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

★賠償責任保険金をお支払いできない主な場合

以下の事由によって生じた損害に対しては賠償責任保険金をお支払いできません。

- ①契約者や被保険者の故意 ②被保険者の心神喪失または指図 ③住宅の改築、増築、取りこわし等の工事 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤被保険者が、住宅を貸主に引き渡した後に発見された住宅の損壊に起因する損害賠償責任 ⑥被保険者と同居する者に対する損害賠償責任 ⑦被保険者の職務、業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑧被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊によって、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 等

③ 主な特約とその概要

この保険でセットされる主な特約および概要につきましては約款の特約条項をご確認ください。

④ 保険期間

この保険の期間は、2年間です。保険始期日の午前0時に始まり、保険始期日の2年後の同一日付の前日の24時に終わります。

⑤ 保険責任期間の始期と終期

- (1)口座振替の場合の契約締結には、①申込みの承諾、②口座振替依頼書の提出を要件としています。保険責任開始は、契約締結日以降の日付で、申込書に記載された保険始期日の午前0時から始まり、保険始期日の2年後の同一の日付の前日の24時に終わります。
- (2)保険期間が始まった後、初回保険料の払込み前に生じた事故については、弊社が初回保険料の受領後に保険金をお支払いします。
- (3)一括払でコンビニエンスストア払込等、口座振替以外の場合(クレジットカード払込、立替払委託契約の方法は除く)および月払・年払団体集金の契約締結には、 ①申込みの承諾、②保険料の払込み、が要件となり、保険責任期間は保険料払込日以降の日付で、保険料払込日時と申込書に記載された保険始期日の0時のどちらか遅いほうから始まり、保険始期日の2年後の同一の日付の前日24時に終わります。
- (4)クレジットカード払込の場合、①保険申込書にクレジットカード番号を記載した場合は、弊社に保険申込書が到着した翌営業日にその申し出に対する承認を行い、承認日を保険料払込日とします。②インターネットによる申込みの場合は、速やかにその申し出に対する承認を行い、承認日を保険料払込日とします。①および②において、保険責任期間は保険料払込日以降の日付で、保険料払込日時と申込書に記載または「お客様情報の確認」画面の保険始期日の0時のどちらか遅いほうから始まり、保険始期日の2年後の同一の日付の前日24時に終わります。
- (5)立替払委託契約の方法の場合の契約締結には、①申込みの承諾、②立替払委託契約の受託会社による承認番号および承認日時の提出を要件とし、受託会社の承認日時を保険料払込日とします。保険責任期間は保険料払込日以降の日付で、保険料払込日時と申込書に記載または「お客様情報の確認」画面の保険始期日の0時のどちらか遅いほうから始まり、保険始期日の2年後の同一の日付の前日24時に終わります。

⑥ 保険料決定の仕組み

お客様は申込書記載の「家財簡易評価表」を参考に、家財の評価額を算出します。申込書等記載のプラン一覧から保険金額別プラン（保険金額は再調達価額で設定しております）をお決めください。家財簡易評価表に該当しない保険金額で保険契約をご希望の場合は、お客様ご自身が自己の家財の価額を算出し、保険金額および保険料をご決定ください。契約しようとしている保険料は申込書にてご確認ください。なお、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額は評価額いっぱいに設定してください。契約の際、保険金額が家財の評価額を超えており、契約者、被保険者等が善意でかつ重大な過失がなかった場合には弊社に対する通知をもってその超過額部分について、取り消すことができます。また、契約後に保険の目的価額が著しく減少した場合は、弊社に対する通知をもって減少後の保険の目的の価額に至るまでの減額を請求することができます。

⑦ 保険料の払込方法

実際にお支払いいただく保険料は申込書をご覧ください。保険料の払込期日は次のとおりです。なお、口座振替の払込期日が土日・祝日の場合は翌営業日が払込期日となります。

払込方法	払込手段			払込期日	支払保険料
一括払	口座振替	新規	一括払保険料	保険始期日の属する月の翌月27日	一括払保険料
		継続	一括払保険料	保険始期日の属する月の27日	一括払保険料
	クレジットカード払 その他	新規、継続	一括払保険料	保険始期日	一括払保険料
年払	口座振替	新規	初回保険料	保険始期日の属する月の翌月27日	年払保険料
			第2回目保険料	保険始期日の属する月の1年後の27日	年払保険料
		継続	初回保険料	保険始期日の属する月の27日	年払保険料
			第2回目保険料	保険始期日の属する月の1年後の27日	年払保険料
	クレジットカード払 その他	新規、継続	初回保険料	保険始期日	年払保険料
			第2回目保険料	保険始期日の1年後の保険始期応当日	年払保険料
月払	口座振替	新規	初回保険料	保険始期日の属する月の翌月27日	月払保険料2か月分
			第2回目以降の保険料	上記の翌月27日	月払保険料1か月分
		継続	初回保険料	保険始期日の属する月の27日	月払保険料1か月分
			第2回目以降の保険料	上記の翌月27日	月払保険料1か月分
	クレジットカード払 その他	新規、継続	初回保険料	保険始期日	月払保険料1か月分
			第2回目以降の保険料	上記の1ヶ月後以降各月の保険始期応当日	月払保険料1か月分

保険料の払込方法・払込手段は、2年一括払（口座振替、クレジットカード払込、その他）、年払（口座振替、クレジットカード払込、その他）、月払（口座振替、クレジットカード払込、その他）があります。2年一括払のその他とは、コンビニエンスストア払込、弊社銀行口座への直接払込、団体集金、立替払委託契約による方法をいいます。月払・年払のその他とは、団体集金、立替払委託契約による方法をいいます。

8 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 契約者のやむを得ない事情に限り、口座振替および月払・年払団体集金による保険料の払込猶予期間は、払込期日の属する月の翌月末までとなります。
- ★ (2) 初回保険料の払込猶予期間内に払込みがなかった場合には、保険始期日に遡って保険契約は、ご契約の（全部または一部の）効力をその時に降失うこと（以下、「失効」といいます）とし、保険金をお支払いしません。
- ★ (3) 第2回目以降の保険料の払込猶予期間内に払込みがなかった場合には、保険料払込猶予期間満了日の翌日に保険契約は失効とし、それ以降に生じた事故については保険金をお支払いしません。

9 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金及び契約者配当金はありません。

10 解約返戻金

払込方法が2年一括払、年払の場合は保険期間のうち未経過であった期間に対し、解約返戻金をお支払いします。なお、払込方法が月払の場合、解約返戻金はありません。契約を解約する場合は、弊社または代理店へご連絡ください。手続きに必要な書類等をご案内します。

また、契約の保険期間のうち既経過であった期間に対して保険料を請求する場合があります。

11 保険の相談・苦情・連絡窓口および解約連絡窓口

ジャパン少額短期保険株式会社 お客様サポートセンター
0800-300-9888【営業時間 9：00～17：00（土日・祝日除く）】

お客さまへのお願い
被保険者が契約者と異なる契約を解約する場合、この書面の解約に関する事項を必ず被保険者にお伝えください。

12 クーリングオフ（契約申込みの撤回等について）

- (1) 契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除（以下、「クーリングオフ」といいます）を行うことができます。ただし、次の契約等の場合、クーリングオフはできませんのでご注意ください。
- ①営業または事業のための契約
- ②一般社団法人もしくは一般財団法人、特別の法律により設立された法人、法人でない社団もしくは財団で代表者もしくは管理人の定めのあるもの又は国もしくは地方公共団体が締結した契約
- (2) クーリングオフをする場合は、クーリングオフの説明書を受領した日と保険契約申込日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内に弊社宛に必ず郵送にて行ってください。ただし、すでに保険金をお支払する事由が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申出をされた場合は、クーリングオフの効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。
- (3) 郵送いただくハガキまたは封書には、次の必要事項をご記入ください。
- ※契約を申込まれた代理店では、クーリングオフのお申出を受付けることはできません。

必要事項
①契約をクーリングオフする旨の記載 ②契約を申込まれた方の住所、氏名（捺印）、連絡先電話番号 ③契約を申込まれた保険の内容として、申込年月日・保険商品名（家財保険・賠償責任保険）・証券番号 ④ 契約を申込まれた代理店名（お分かりになれば取扱営業店名） 【送付先】〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル ジャパン少額短期保険株式会社 クーリングオフ係

13 被保険者について（範囲と制限）

- ★ (1) 範囲
- 家財保険、賠償責任保険の被保険者はこの保険における住宅に居住する申込書被保険者氏名欄に記載の方（以下、「記名被保険者」といいます）およびその方と同居する方（以下、「無記名被保険者」といいます）をいいます。なお、無記名被保険者とは①弊社の他の家財保険契約および賠償責任保険契約に

おける記名被保険者ではないこと ②この家財保険および賠償責任保険における住宅を生活の本拠（※）とすること、の①②いずれにも該当する方をいいます。

（※）生活の本拠とは、主に生活をしている場となっている住宅をいい、生活の場が複数ある場合には、最も長時間居住する住宅を指します。

- ★ (2) 制限
- 被保険者には次の制限がありますのでご注意ください。
- ①家財保険、賠償責任保険契約の記名被保険者が、弊社の他の家財保険契約、賠償責任保険契約の無記名被保険者となることはできません。
- ②弊社の他の家財保険契約、賠償責任保険契約の記名被保険者が、この家財保険契約、賠償責任保険契約の無記名被保険者となることはできません。
- ③この家財保険契約、賠償責任保険契約の無記名被保険者が保険の対象となる住宅に同居しなくなった場合、または保険の対象となる住宅を生活の本拠として居住しなくなった場合にはこの家財保険契約、賠償責任保険契約の被保険者の資格を喪失します。
- ★ (3) 同一の被保険者が弊社の他の家財保険または賠償責任保険に既に参加している場合は、お引き受けできません。

14 告知義務等

- ★ (1) 契約時に弊社が告知を求めたもの（告知事項）について、事実を告知する義務（告知義務）があります。告知した内容（申込書の記載内容）が事実と異なる場合には保険金をお支払いできないことや、お客様に対する書面をもって契約を解除させていただくことがあります。なお、告知事項は以下のとおりです。①契約者の氏名または名称 ②被保険者の氏名または名称 ③住宅の住所 ④住宅の用途 ⑤他の保険契約の有無
- ★ (2) 契約時に次のいずれかに該当する事実があったときは、ご契約のすべての効力が契約締結時から生じなかったものとして取扱うこと（以下、「無効」といいます）とします。
- ①契約者または被保険者が、弊社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事実がすでに発生していたことを知っていたとき。
- ②既に被保険者を同じくする弊社の他の家財保険契約および賠償責任保険があることが判明したとき。この場合には保険始期日が最も早い保険契約のみを有効とし、その他の保険契約を無効とします。
- ③お客様が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき。

15 通知義務等

- ★ (1) 契約後に次の変更等が生じる場合には、契約者または被保険者が遅滞なく弊社まで通知してください。通知がない場合、変更後に生じた事故については保険金をお支払いできないことや、お客様に対する書面をもって契約を解除させていただくことがあります。
- ①住宅の用途を変更した場合 ②家財を譲渡した場合 ③家財を他の場所に移転した場合 ④家財を保険の目的とした他の保険契約を締結した場合 ⑤被保険者が転居した場合（賠償責任保険） ⑥その他告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合
- ★ (2) お客様が保険証券等記載の住所または通知先を変更したときは、お客様は遅滞なく、その旨を弊社まで通知してください。

16 特約の補償重複

- ★個人賠償責任保険の特約等の契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（家財保険以外の保険契約にセットされる特約や、例えば自動車保険の日常生活賠償特約や傷害保険の個人賠償責任特約等の弊社以外の保険契約を含みます）が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。（※）
- （※）1 契約のみに特約をセットした場合、契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

17 少額短期保険業者破綻時等の取扱い

- (1) 万一弊社が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」による資金援助は行われません。また、保険業法で定める補償対象契約に該当しないため、同機構による保護はございません。弊社は、保険業法に基づいた少額短期保険業を運営しており、事業規模に応じた保証金の供託を行い、事業継続の不測の事態に備えています。ただし、弊社が破産手続き開始の決定を受けたときは、お客様は保険契約を解除することができます。お客様が解除しなかったときは、その保険契約は、破産開始決定の日から3ヶ月を経過した日に失効とします。
- ★ (2) 保険金の支払いが集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- ★ (3) 保険料の計算基礎が、予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険金額の減額を行うことがあります。

18 契約時および契約後にご注意いただきたいこと

- ★ (1) 弊社は少額短期保険業者のため、次の場合はお引き受けできません。
- ①保険期間が2年を超える場合 ②保険金額が家財保険で1,000万円を超える場合 ③保険金額が賠償責任保険で1,000万円を超える場合 ④1 保険契約者あたりの全ての被保険者の保険金額の合計額が家財保険で10億円、賠償責任保険で10億円を超える場合 ⑤地震保険法にもとづく地震保険の引受け
- ★ (2) 他の保険契約がある場合で、他の保険契約から保険金が支払われていないときは、当社との保険契約の支払責任額をお支払いします。また、他の保険契約から保険金が支払われたときは、支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。ただし、当社との保険契約の支払限度額を限度とします。
- (3) 保険証券は契約後に弊社から郵送または電磁的方法で契約者にご案内いたしますので大切に保管してください。

19 事故が起こったときの手続きおよび注意点

- (1) 契約いただいた保険契約で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく弊社までご連絡ください。事故の届出が遅れますと、保険金のお支払いが遅れる場合があります。
- (2) 火災等の事故の場合は、損害のあったことの確認が必要となりますので、焼けたもの等を弊社の調査前に処分しないでください。
- (3) 賠償責任にかかわる事故が発生した場合は、必ず弊社に相談の上、示談交渉を行ってください。弊社の承認がないまま被害者に対し損害賠償責任を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (4) 被保険者等が保険金を請求する場合は弊社が求める次の書類をご提出いただきます。 ①保険金の請求書 ②損害見積書 ③家財の盗難による損害の場合は所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類 ④他の保険契約の有無および内容を確認するための書類
- ★ (5) 法人等契約の被保険者に関する特約を付帯している場合等、無記名被保険者の保険金請求の場合には次の内容を確認させていただきます。
- ①記名被保険者と生活の本拠として同居しているかどうか
- ②契約者（法人等）に対し、被保険者がその法人の役員または使用人であること、および保険の対象となる住宅に居住しているかどうか
- ③無記名被保険者が弊社の他の家財保険契約、賠償責任保険契約の記名被保険者でないかどうか
- ※万が一無記名被保険者の重複契約が判明した場合には、弊社は普通保険約款に基づき、保険始期日が最も早い保険契約のみを有効とし、その他の保険契約は無効とします。保険契約が無効となった場合はその保険契約の保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- (6) 保険金請求について時効(3年)がありますので、ご注意ください。

■ 事故受付専用ダイヤル：0800-300-9898（フリーコール）【受付時間 24時間365日】

20 契約の更新（契約の継続）

- (1) 弊社は、この保険契約の満了する日の60日前までに契約者に継続案内書を郵送または電磁的方法により通知します。
- (2) この保険契約の満了する30日前までに、継続案内書の記載内容に変更がある場合は弊社に郵送または電磁的方法により通知してください。
- (3) この保険契約の満了する日の前日までに、契約者から保険契約を継続しない旨の申し出がない限り、この保険契約の満了日に、継続案内書に記載された契約内容で継続されるものとします。
- (4) 保険契約が継続された時は、弊社は継続証を発行します。
- ★ (5) 弊社は、収支予測その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、次の①②を行う場合があります。
- この場合は、継続案内書で予め契約者へお知らせします。
- ①保険契約の継続時に、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあること
- ②この保険商品が不採算となり、継続契約の引受けが困難となった場合には継続を引受けないことがあること

21 指定紛争解決機関について

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合、お客様は一般社団法人日本少額短期保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）

TEL（フリーダイヤル）：0120-82-1144

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

受付日：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

詳しくは、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページ（<https://www.shougakutanki.jp/>）をご覧ください。

22 個人情報のお取り扱いについて

弊社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じてまいります。

1. 個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. お客様に関する情報の利用目的について

お客様から提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用いたします。

- ①保険契約の引受、管理
②適正な保険金の支払い 等

3. お客様に関する情報の外部への提供について

弊社は、個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。

- ①弊社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）に提供する場合
②適正な保険金支払のために保険事故の関係者（修理業者、保険事故の当事者等）に提供する場合 等
- 弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスについては弊社ホームページをご覧ください。以下へお問い合わせください。

お問合せ窓口 担当部署：弊社 サポートセンター 電話番号：0800-300-9888（フリーコール）

23 代理店の権限

弊社の取扱代理店は、弊社との代理店委託契約に基づき、保険契約の媒介を行っており、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約の申込みに対して弊社が承諾したときに有効に成立します。

Handwriting practice lines on page 17. The page contains 20 horizontal dotted lines for writing practice.

Handwriting practice lines on page 18. The page contains 20 horizontal dotted lines for writing practice.